

令和7年第18回教育委員会議事録

令和7年11月28日（金）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和7年11月28日(金) 午後2時00分～午後3時03分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 渋谷 正宏 委 員 對馬 初音

委 員 伊井 希志子 委 員 前田 小百合

委 員 大川 康德

出席説明員 事務局次長 井上 純良 学校整備・支援担当部長 高山 靖

庶務課長 近藤 高成 学校ICT担当課長 松下 征弘

教育人事・指導課長 松尾 了 教育人事・指導課
統括指導主事 柿添 剛広

学務課長 森 令子 特別支援教育課長
就学前教育
支援センター所長 有坂 直子

学校整備課長 安川 卓弘 学校整備担当課長 花岡 純子

学校支援課長 中曾根 聡 生涯学習推進課長 牛山 進一郎

済美教育センター所長 古林 香苗 済美教育センター
統括指導主事 清水 里恵

済美教育センター
統括指導主事 齊藤 敦 済美教育センター
教育相談担当課長 岡部 洋右

中央図書館長 出保 裕次

事務局職員 庶務係長 倉岡 直哉 法規担当係長 荒川 正良

担当書記 松尾 菜美子

傍 聴 者 1名

会議に付した事件

議案

- 議案第91号 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第92号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第93号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例及び杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第94号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第95号 杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

報告事項

- (1) 令和8年度学校用務業務等委託及び学校給食調理業務委託の新規実施校について
- (2) 区立学校におけるICT推進に関する取組の進捗状況等について
- (3) 区立小学校に勤務する教員の再逮捕について
- (4) 杉並第六小学校改築の検討状況について
- (5) 学校運営協議会委員の任命について
- (6) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (7) 学びの多様化学校分教室型の設置について

行政視察の実施報告

目次

議案

議案第91号	杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（区議会提出議案に関する意見聴取）	19
議案第92号	杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（区議会提出議案に関する意見聴取）	20
議案第93号	杉並区学校教育職員の給与に関する条例及び杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（区議会提出議案に関する意見聴取）	22
議案第94号	杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	4
議案第95号	杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	4

報告事項

(1)	令和8年度学校用務業務等委託及び学校給食調理業務委託の新規実施校について	6
(2)	区立学校におけるICT推進に関する取組の進捗状況等について	6
(3)	区立小学校に勤務する教員の再逮捕について	9
(4)	杉並第六小学校改築の検討状況について	10
(5)	学校運営協議会委員の任命について	12
(6)	杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	12
(7)	学びの多様化学校分教室型の設置について	13

行政視察の実施報告	13
-----------	----

教育長 定刻になりましたので、ただいまから令和7年第18回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、本日の会議について事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録署名委員につきましては、教育長より事前に伊井委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案5件、報告事項7件、そして伊井委員による行政視察の実施報告を予定しております。以上でございます。

教育長 それでは本日の議事に入りますが、議案第91号から93号までにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく区長からの意見聴取案件として、意思形成過程上の案件となっております。したがって、議案第91号から93号までの審議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、そのようにいたします。

それでは、他の議案の審議を行いますので、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、勤勉手当に関することとして関連がございますので、次に申し上げます2議案を一括して上程いたします。日程第4、議案第94号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第5、議案第95号「杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、以上2議案につきまして、私の方からご説明を申し上げます。

令和7年度特別区人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告では、人事給与制度に関しまして、人材の育成、人事評価制度の適切な運用の意見の中でめり張りのある人事評価を行い、任用面や給与面に適切に反映させていくことは職員のモチベーションを高め、人材育成や組織体制の強化につながるものであるため、その仕組みについて早急に確立されたいとされてございます。

これを受けまして、社会情勢が変化する中、職員の活躍を推進し職務・職責をより重視しためり張りのある給与制度を実現するため、欠勤等に係る取扱いにつきまして見直すこととしております。このうち、勤

勉手当に関しては、私事欠勤や懲戒処分がある職員に係る減額事由及び減額率を見直すことといたしました。このことに伴いまして、減額事由及び減額率を改めるなどの必要があるため、関係する規則を改正するものでございます。

はじめに、議案第94号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。

改正の内容でございますが、議案の最後に添付してございます新旧対照表をご覧ください。なお、今回は関係を分かりやすくするため関係条文でもある第6条も記載してございます。

勤勉手当の算定におきましては、私事欠勤や懲戒処分がある職員には、減額事由に応じた減額率で減額をすることとなっております。その減額事由及び減額率を定める別表第2におきまして、まず(1)の管理職でない職員について、減額率が100分の100となる場合の減額事由を、「9日」から「8日」に改めるほか、減額率をおおむね100分の10ずつ引き上げるとともに、懲戒処分に係る減額率の一部についても引き上げるものでございます。

次に(2)の管理職の減額率におきましては、私事欠勤等に係る減額率の一部を100分の10引き上げるもののほか、所要の規定の整備を行うものでございます。

1ページお戻りいただきまして、議案をご覧ください。附則でございますが、令和8年6月に支給する勤勉手当の勤務期間が令和7年12月2日からであるため、同日から施行することとしてございます。

また、議案第95号の区費負担の教育職員の規則改正につきましても、幼稚園教育職員と同様に改正を行うものでございます。

最後に、いずれの議案につきましても、条例の規定による特別区人事委員会の承認を得ているほか、地方自治法の規定による杉並区長の同意も得てございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 議案の採決に当たり、ただいま一括上程した議案に対し一括して採決を行うことで異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、一括して議案の採決を行います。

議案第 94 号及び第 95 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第 94 号及び 95 号につきましては原案のとおり可決といたします。

続きまして、報告事項の聴取を行います。事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項 1 番「令和 8 年度学校用務業務等委託及び学校給食調理業務委託の新規実施校について」、私の方からご説明を申し上げます。

資料をご覧くださいと思います。これまで区政経営改革推進計画に基づき、学校用務業務及び学校給食調理業務の民間委託を進めてまいりました。令和 8 年度の新規委託は、用務業務 2 校、給食調理業務 1 校を新たに委託してまいります。結果、委託校の累計は資料に記載のとおりでございます。また、新規実施校の選定につきましては、用務・調理職員の配置状況、それから退職の状況、学校へのヒアリングを総合的に考慮して決定してございます。

最後に、今後のスケジュールは記載のとおりでございます。

私からは以上でございます。

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、ご意見等ないようでございますので、以上で報告事項 1 番についての質疑を終わらせていただきます。

続きまして報告事項 2 番、「区立学校における ICT 推進に関する取組の進捗状況等について」、学校 ICT 担当課長からご説明申し上げます。

学校 ICT 担当課長 私からは「区立学校における ICT 推進に関する取組の進捗状況について」、ご報告いたします。まず、「区立学校情報ネットワークシステムに関する取組」ですが、児童生徒用タブレット端末の更新及び教職員端末の更新を進めました。教職員用端末の稼働状況は図にあるとおりになりますが、運用開始当初からおおよそ 80% 以上の端末が稼働しており、当日の不在教員や予備機、保守機等を加味すると、端

末を利用する全教職員が利用している状況と見てとれると思われま

す。次ページに行きまして、「今後の取組予定」ですが、旧環境との比較やロケーションフリーの実態などについてアンケートを実施し、更新後の効果検証を行ってまいる予定でございます。

次に、「教職員の ICT スキル向上に関する取組」でございますが、活用力調査の集計・分析や校長・副校長向けの研修会を実施いたしました。今後は、引き続き ICT 活用リーダーによる授業公開の実施や活用力調査の結果を踏まえた次年度研修計画の策定、ポータルサイトの開設の検討、文部科学省の校務 DX チェックリストの実施を行う予定です。その他、区立学校インターネット回線のアセスメントを実施する予定でございます。

報告は以上となります。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

前田委員 ありがとうございます。ちょっと気になったのが、この都民の日は赤くなっているのは何か意図があったのかなというのを聞いてみたかったのが一つ。

もう一つ DX チェックリスト、去年もやっていると思うのですが、これはいつぐらいに発表されるのかというのがもし分かっていたら教えてください。

学校 ICT 担当課長 まず都民の日は赤くなっている理由というのが、見ていただくと、稼働の状況が半分ぐらいになっていると思われま

す。これは何で半分なのかというところで、都民の日は学校によってはお休みになっているところもあるので、稼働状況がふだんの平日とは違うのだよという意思がありまして、赤くさせていただきました。

もう一つ、校務 DX のチェックリストに関しましては、既に文科省の方から 11 月 5 日に届いておりまして、今、学校の方に調査を行っているところでございます。報告期限が 12 月 10 日なので、結果が出るのは来年になってからなのかなというところでございます。今のところの予定はこういった形になります。

前田委員 ありがとうございます。都民の日についてよく分かりました。あと、例えば土日にもどれぐらい稼働しているかというのが見えていると思うのですが、例えばこれ、どれぐらい教員の人が、土日だけでは

なくて、何時までログインしているかというところまで分かるのかなと思うのですが、そういうところの情報というのも活用していったり、関与していったりというのはするのですか。例えば長時間労働とか、そういう観点で、そういう予定があるのかなと思って、ちょっとお聞きしたかったです。

学校 ICT 担当課長 委員おっしゃるとおり、どのような稼働状況であるとか、活用状況というのを把握していくべきなのかというのは、教育人事・指導課とも連携をとりながら進めていければと考えております。

また、ちょっと仕様のお話にはなるのですが、この稼働状況に関して、土曜日は土曜授業がある学校もあるので、少し上がっている面もありつつ、その中で、在宅でやっている先生も、もしかしたら中にはいらっしゃるかなと。あと、もう一つシャットダウンせずに帰ってしまっているケースも中には含まれているのではないかなという、推測の範疇ではあるのですが、そういったところで何が正しい情報なのかというのは、今ちょっと探っているところでもございます。

前田委員 ありがとうございます。土曜と日曜の使い方は、例えばこういう時間帯の方が使いやすいとか、仕事がしやすい人もいたり、働き方改革をどう進めていくかというところにもなるのですが、数が多いから悪いわけでもないのかもしれないなと思ったりもしているので、教員の方が、自分で時間を選びながらパフォーマンスよく仕事ができるような環境ができていったらいいなとちょっと思いながら、確認させていただきました。ありがとうございます。

庶務課長 ほかはいかがでしょうか。

伊井委員 ありがとうございます。分析のお話、よく分かりました。これを使っている状況、イコール稼働台数とか稼働時間ですね。それそのものが活用というところにどんな感じにつながっていくのかというのは、どのようにお考えでしょうか。

学校 ICT 担当課長 おっしゃるとおり、先ほどからあるように、端末を起動しているから活用ができているのかといったところは、必ずしもイコールで結ばれない部分もあるかと思えます。そのために活用力調査等を実施しまして、教員の ICT スキル、どのように向上させていくかというところは、次年度の研修計画、企画等も含めて、これから検討していきたいと考えております。

伊井委員 ありがとうございます。機会がありましたら先生方の方にも、現場の方にもちょっと聞いていただいて、生かしていただけていいのかなと思います。よろしく願いいたします。

庶務課長 ほかはいかがでしょうか。

よろしいですか。ほかにご意見ないようでございますので、以上で報告事項2番についての質疑を終わらせていただきます。

続きまして報告事項3番「区立小学校に勤務する教員の再逮捕について」、教育人事・指導課長からご説明いたします。

教育人事・指導課長 私からは報告事項3「区立小学校に勤務する教員の再逮捕について」ご報告をいたします。令和7年9月17日水曜日、区立小学校の教員が児童ポルノ禁止法違反などの容疑で逮捕されました。この教員が再逮捕されましたのでご報告申し上げます。

再逮捕された教員については、荻窪小学校の[]です。発覚の経緯につきましては、項番2にありますように、11月10日月曜日、午後3時45分頃、奈良県警からの電話を受けたことで、この事案について把握しました。逮捕容疑につきましては項番3にありますように、少年二人にわいせつな動画を撮影するよう要求し、この教員自身に送信させた不同意性交等などの容疑です。なお、被害に遭われたのは都外在住の少年であるということで報告を受けております。

発覚後の対応についてですが、項番4、5のように情報共有、説明などの対応を保護者と児童にもしております。現在までのところ、荻窪小学校から本件についての対応が必要となりそうな相談、質問はないと、こういったことで報告を受けているところでございます。

簡単ではございますが、以上で報告事項3の説明とさせていただきます。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

對馬委員 ありがとうございます。あつてはならないことですが、これによって荻窪小学校は今1名先生が欠員なのかと思うのですが、そのあたりの対応はどうなっていますでしょうか。

教育人事・指導課長 今現在、指導方法工夫改善加配で配置されている少人数指導の先生が担任ということで行っているところでございます。

對馬委員 全体の先生の数としては、まだ追加になっていないというこ

とですよ。

教育人事・指導課長 1名減です。なお、臨時に時間講師を、本当に数時間ですけれども、入れて対応しているところもございます。

庶務課長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項3番についての質疑を終わらせていただきます。

続きまして報告事項4番「杉並第六小学校改築の検討状況について」、学校整備課長からご説明申し上げます。

学校整備課長 改築時期を迎えております杉並第六小学校でございますが、狭小な敷地条件であることから、来年度から予定しておりました設計に先立ちまして、今年度現地改築の可能性について、検討を行ってきた結果についてのご報告でございます。

杉並第六小学校は最も古い校舎、築62年ということで、改築時期を迎えていることから、令和5年度に改定しました杉並区実行計画等におきまして、今年度、令和7年度に改築の検討、来年度、令和8年度から改築の設計に着手する計画でございました。

令和7年度、今年度行った検討の中で、同校の敷地面積が7,174平米と区立学校で4番目に狭いといったこと、また近年、同規模の敷地内で仮設校舎を建てて学校運営をしながら現地改築をしたという事例がないといったことなども踏まえまして、今年度、外部委託事業者を活用して、現地改築の可能性について検証を行ってきたところでございます。

2番で「検証結果の概要」について記載させていただいております。まず検証に当たっての主な想定条件でございますが、新校舎について普通教室を13学級ということで、現在12学級ですが、13学級に増えるといったことも数年後にはあるというところで、13といった形で想定し、そのほかの諸室については、区立学校施設整備計画の標準建物面積をベースに検討を行いました。

また、学童クラブにつきましては、現在小学校の建替えに合わせて併設するといった方向でございますので、約330平米を併設する想定でのシミュレーションを行ったところでございます。

想定される校舎配置とその検討結果でございます。杉六小は南北に長い敷地でございますので、主な校舎配置としては、北校舎もしくは南校舎の2パターンとなります。まず北校舎の場合でございますが、北側の

場合には日影規制等、高さを抑える必要がございますので、結果的に建築面積が大きくなるといったことで、現在は敷地北側に校舎、それから体育館がございますが、これを代替する仮設等も必要になりまして、建設用地の確保が困難といったことで、事実上難しいと考えております。

一方で南側に校舎を配置する場合でございますが、最終的な新校舎、それから一時的に必要な仮設校舎の配置そのものは、図面上は収まるといったところにはなりますが、周辺の道路ですとか敷地面積、それから主に南側の敷地に高低差がございますして、そういったことを踏まえますと、工事ヤード、それから工事の車両動線の確保が困難で、工事の実施が難しいといったことが結論となっております。

今後につきましては、それらの検証結果を踏まえまして計画の一部修正をしまして、来年度引き続き検討することとしてございます。

報告は以上でございます。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いします。よろしいですか。

伊井委員 ありがとうございます。いろいろ苦勞されていると思うのですけれども、専門家の方にご検討いただいでいて、本年度というか、一応厳しい状況だということ、また来年度にということですが、見通しとして現地で、建てながら建築をやるということ、何か糸口みたいなものは、現段階ではちょっと難しいと解釈してよろしいでしょうか。

学校整備課長 おっしゃるとおり根本的な理由として、やはり敷地の面積ですとか、道路づけ、高低差というところはございます。やり方として幾つか考えられるのかなとは思っていますが、例えば仮設校舎を建てられるような別の敷地を確保して、建替えをしていくであるとか、あるいは仮設校舎の規模を小さくするということもあり得るかなと思います。そのためには例えばですけれども、児童数が減っている時期を見計らったの改築というところも、可能性として考えられなくはないかなと思っています。

地域性もございますので、すぐに用地があるかというところはなかなか難しい部分もあるかなと思っておりまして、そういったことも踏まえますと、現在の校舎を少し延命化させて、改修して長寿命化を図っていくといったことも少し視野に入れながら、検討していく必要があるのかなと思っています。いずれにしても今、何か我々もゴールが見えている

ところは正直ございません。そういったところを幅広く検討していく必要があるかなとは考えてございます。

伊井委員 ありがとうございます。本当に悩むところもおありになると思うのですが、運動会に伺った時に、保護者の方と校長先生の触れ合いがあって、保護者の方が楽しみにしていらっしゃる場所なので、是非前向きにご検討いただけたらいいかなと思います。よろしく願いいたします。

庶務課長 ほかはいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、報告事項4番についての質疑を終わらせていただきます。

続きまして報告事項5番「学校運営協議会委員の任命について」、学校支援課長からご説明申し上げます。

学校支援課長 私からは、杉並区学校運営協議会規則の規定に基づく「学校運営協議会委員の任命について」、ご報告いたします。今回任命されるのは、小中学校計2校2名となっています。うち新任が1名、再任が1名となっています。

任期は令和7年12月1日から令和9年11月30日までの2年間となります。

私からの報告は以上です。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。ないようでございますので、以上で報告事項5番についての質疑を終わらせていただきます。

続きまして報告事項6番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、生涯学習推進課長からご説明いたします。

生涯学習推進課長 私からは令和7年10月分の教育委員会共催・後援名義使用承認につきましてご報告申し上げます。10月分の合計件数は20件で、内訳といたしましては、定例・新規別、こちらは定例20件、新規0件となっております。共催・後援別で見ますと、共催4件、後援16件となっております。当月は新規実績が0件でございましたので、概要の説明は割愛させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら

たらお願いいたします。こちらも特によろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項 6 番についての質疑を終わらせていただきます。

続きまして報告事項 7 番、「学びの多様化学校分教室型の設置について」、済美教育センター教育相談担当課長からご説明いたします。

教育相談担当課長 私からは「学びの多様化学校分教室型の設置について」、ご報告いたします。杉並区における不登校児童生徒数は、平成 26 年度からの 10 年間で約 4.4 倍となっており、今後も増加することが見込まれます。また心の休養や人とのつながりの居場所を必要とする児童生徒がいる一方、学習意欲があり、社会的自立に向けた支援を必要としている児童生徒もおり、不登校児童生徒の学びの場も多様性が求められております。

区教育委員会では、これまで学びの多様化学校設置に向けた検討を進めてまいりましたが、杉並区総合計画、実行計画及び施設マネジメント計画の一部修正に合わせ、開設場所及び時期を決定し、開校に向けて取り組むことといたします。

内容についてご説明いたします。設置形態は高南中学校の分教室型として設置いたします。設置場所は旧高円寺図書館。開設予定時期は令和 10 年 4 月といたします。対象生徒は区内在住の不登校または不登校傾向にある中学生とし、受入生徒数は全体で約 50 名を想定しています。

今後の取組といたしましては、特別な教育課程の検討のため、学びの多様化学校設置検討会の作業部会として、特別な教育課程検討部会を設置し、令和 8 年 12 月まで特別な教育課程の検討を行ってまいります。

私からは以上です。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、以上で報告事項 7 番についての質疑を終わらせていただきます。

報告事項は以上でございます。

教育長 では、続きまして日程第 7、伊井委員による行政視察の報告をお願いいたします。

伊井委員 ご多用のところ、お時間を頂戴してありがとうございます。

11 月 17 日と 18 日、1 泊で行政視察ということで、「学び舎ゆめの森」、

次の日に「リプルンふくしま」というところに視察に行ってみりました。

私もあちらの方に行くのは初めてで、常磐線の「ひたち」という特急で行ったのですが、これが富岡の駅で、次が大野という駅なのですけれども、ここの駅は津波で流されて、14年たってこの状況で、別に復興が終わっていないとかいうことではなくて、ちょっと自分の感覚の中で、これだけ荒涼とした、こちら側は海なのですけど、本当にホテルも1軒きりですし、こういう状況の中で、隣の駅も拓けてきれいな状況ですけれども、学びが展開されていることに衝撃というか、今こういう状態なのだということを感じました。

行程が書いてあるのですけれども、デフリンピックのためJビレッジ駅に臨時停車して、最初にお調べいただいた時間よりも8分ほど遅れて到着したので、11時15分の大野駅のバス停に到着するかちょっと心配だったのですが、すごく若い方たちが一緒のエレベーターに乗ってきて、みんな「学び舎ゆめの森」に行くのだと思えば、駅の前に止まっていた大野町の無料の循環バスに乗ったのは私だけで、ほかの方は20人ぐらいいらしたと思うのですが、東京電力の研修に行くということで、バスの運転手さんが説明してくださいました。

一応この写真はゆめの森の真ん前で、碑が、この建物を表現している表示があったので、ちょっと写真を撮ってみたのですけれども、行きはここまでバスが送ってくれてしまうのです。生活バスなのですけど、途中から乗ってきた赤ちゃんを連れてきたお母さんがここで降りたいと言うと、そこにも対応してくれたり。あちらに行っていた2日間、本当にあちらの方々が温かくて、そしてすごく力強く頑張っていらっしゃるなということを感じました。

これが、もう仮設ではないみたいで、学校の前にこういう住宅がいっぱい建っているのですね。それが左の写真です。右側は生活循環バスが、私を学校の前まで乗せてくださり、去られるところです。

皆さんに報告する前に、やっぱりここの現状みたいなものをちょっとご理解いただくと、今後のスライドをご覧いただけるかなと思うのです。大熊町なのですけれども、駅は大野なのですが、町は大熊町で、ゆめの森は町立の学校なので、東日本大震災に伴う福島第一原発の事故を受けて、町立の三つの学校が会津若松市の既存施設を間借りする形で4

月に移転、開校していたのですが、その後、警戒区域が解けて、大熊町の方に帰ってみえたのですけれども、避難生活が長期化する中で、住民の移住移転が相次いで、児童数が大きく減少したけれども、徐々に大熊町内への移住者が増加したことから、児童数はこのところ増加傾向にあるということです。

一番下に書いてあるのがすごく象徴的だと思うのですが、一時は建設が間に合わなくて、町役場の中で授業をしていたというか学校を開いていた。それは一方でご苦勞ではあるのですけれども、町内の方からみんな見守られて声をかけられて、そんな中の学びを進めていらしたようです。

現在の住民は、登記上は 1,005 人、770 世帯ということは、いかに一人暮らし、高齢者の方が多いのかなということで伝わるかなと思います。うち帰還者が 318 人。タクシーの運転手さんが言っていたのですけれども、それなりに予算が出ていて、若い方々はその予算によって地域外に家を建てて、やっぱりそこでの生活があるので、なかなか戻ってくるのは厳しいというお話でした。

学び舎ゆめの森ですけれども、「0歳からのシームレスな学び舎」ということで、左の写真が全体を見た様子なのですけれども、これだとちょっと平たくて分かりづらいとも思うのですが、ここに0歳から15歳のお子さんたちがみんな学んでいます。形としては義務教育学校と認定こども園が一緒になっているということで、この建物は丸い形で放射状に校舎を2階建てで建てているのですが、その中に、後で写真に出てくるのですけれども、こども園もあり、それから1年生から9年生まで一緒に学んでいるという状況です。

学校の方針としましては、もうこの一つに尽きると校長先生がおっしゃっていたのが、こちらにも表現させていただいた「『わたし』を大事にし、『あなた』を大事にし、みんなで未来を紡ぎ出す」。もうこうするしかなかった。限られた様々な理由の中で、みんなで協力し合い、助け合いながら子どもたちを未来へつなげていく、その子どもたちをみんなで育てていくという、大熊町の方向性が、町立の学校ということで受け止めることができました。

園児と児童生徒数ですが、ゼロから2歳児が20人、こども園が18人、1年生から6年生が46人、7年生から9年生が15人、合計99人

で、帰還開校後に転入してきた方もいて、園児児童生徒増が続いているということで、こちらにしても99人という増え方に、23年に開校しているの、ちょっとびっくりされているとおっしゃっていました。

図らずも100人目は0歳児だそうです。

昼休みに、先に一輪車会議を見てくださいと言われて、これは4年生から6年生ぐらいまでと一緒に会議をやっているのですが、大きいアリーナのほかにもう少し小さい感じのアリーナがありまして、お題は「一輪車の色を決めよう」ということで集まり、話し合い、決めるということ自分たちでアレンジしていて、板書、これ全部子どもたちが自分たちで、自然とリーダーが出て、自然とこの取組の仕方をこのようにしようね、今日はこういう会議にしようねということ、誰にも強制されることなく、ただお一人、先生が入っていらして助言されたり、すごくタイミングのいいところで言葉をかけていらしたりしたのですが、今日の目当てということで自らデザインしていて、リーダー的な子がいても、高学年とかそういうことにこだわらないで、自由に意見をやり取りしているなと思いました。

先週1回会議があって、16インチと20インチの色を決めて買うということは、1台ずつしか買ってもらえないので決まっていたらしいのですが、その話合いが延びて、なぜかという、ここに書いてあるのですが、今までの物と同じ色がいい、緑かブルー、理由は違う色だとその一輪車を取りに行くのに昼休みの掃除がそこそこになるから、そういう在り方はどうなのか。好みの色の一輪車を取りたくなってしまふ。意見bの方は、せっかくだから好きな色を選びたい。ピンクとか紫がいいなと言っているお子さんもいらっしゃいました。

私が帰るまでには、結論は出ていませんでした。

これが内部の全体の写真です。1階がテーマ別の配架になっています。できるだけお子さんが本に手を伸ばして、そして調べ学習をしたり、自分が探究を進める時に、探しやすいような配架になっているということでした。学校司書さんは一人で、本の担当の教員の方が二人いらっしゃるとのことでした。小学部と中学部という言い方をするとあれですけども、お二人いらっしゃるとのこと、合計三人で配架であったり、購入する本とかについては検討されているということでした。

これは階段から理科室を見ているところなのですが、あえて研

究とか理科の知見などに関してはオープンにしているということです。あと、右側のこの一覧表が、自由進度学習というものを取り入れているのですけれども、その中にやっぱりそれぞれの教科の単元があるのですが、その単元を進めるという部分に関しては、これだけの単元があるよということをお子さん一人ひとりに個別に提示して、その中で習熟度に応じて、子どもたちが自らの学習を紡ぎ出している主体的な学びということで取り組んでいらっしやいます。

個別最適な学び、例えばこの左側は、ちょっと不登校傾向にあるお子さんだそうなのですが、今6年生で、AIドリルを活用して習熟度に応じた学習に取り組んでいる。得意な教科では自主的に更に高度な学びに没頭して、学びが加速していった結果が、じゃんけんで勝つ確率、これ自分で計算しているのですけれども、5万9,049分の1の確率だと言ってこの表、このように書いてあるのですが、6回やっているうちに勝ててしまったと言っていました、ご本人が。

だから取組がすごいなと思っていて。これが入りきらなかった写真なのですけれども、真ん中に穴というか空洞がありまして、空がぽっかり見える。そして真ん中の緑と、それから校庭は人工芝です。それから、一番左の写真は2階から下を見下ろした感じ。すごくシームレスということがよく分かるなと思います。それから右上の写真がランチルームで、お昼は全学年一緒に食べていると言っていました。

こちら側のところに楽器が、ドラムとか置いてある、ちょっと段が高くなっているスペースがあって、ここを活用してリラックスできるのはまだかなと校長先生はおっしゃっていましたが、とてもすてきなスペースだなと思いました。

真ん中は、オノマトペですくすく子育てとか、わくわく何とかということでスペースが分かれていて、そういう意味では、いわゆる何年何組というのとはまた違う取組なのかなと思いました。

卓球台が置いてあるのです、誰もがへ行けるところに。私が伺った時もやっていたのですが、この間、体を動かすという話が、体力調査の結果のご報告のところから出たと思うのですが、こういうことでもいいのかなと思いました。それから、これは芋掘りをしたお芋のつるをこのようにして、こども園の子たちに自然素材として提供しているそうなのですけれども、自然のものは下高井戸子供園の研究発表の中でも、ドングリ

とかいっぱい、いろいろな自然素材のものが置いてあったのですが、やっぱり校長先生も同じことをおっしゃっていて、こういうものはゲームとまた違って、何か作り出して、とことん遊んでいく中で、造形の中で、思いもよらない可能性があるものだというをおっしゃっていました。

これだけの広大な建物を建てるというのは本当に土地があり、予算があり、いろいろなことが必要なことは分かります。その中で学びの部分については、やはり個別最適であったり、AIドリルとか、子どもたちが自分から学びをデザインしていくというあたりが、大変参考になるなと思いました。

世田谷区、目黒区、千葉県から移住してきた子もいるようで、最初は不登校傾向であったり、いろいろなことを抱えていらして、でも今は学校には来られているというお話でした。

翌日に行きましたのが、「リプルンふくしま」という、放射性物質に汚染されたごみの埋立処分について、分かりやすく学べる環境省が運営する体験型の情報館で、無料で展示案内がされています。専門スタッフによる展示説明であったり、実験だったりが行われています。広いスペースの中でお子さん方が自由に移動したり、見たりできるのですが、大体は何班かに分かれて職員の方にご案内されているようでした。福島県の中で多くの学校がここへ来て学んでいるようです。

この日も大きいバス2台で、岩手の学校のお子さんたちが学んでいました。子どもたちが興味を持てるように、「見て」「触れて」「学べる」をコンセプトに、事業の概要や必要性、安全対策をお伝えするデジタルコンテンツを、AR というようなのですが、駆使して取り組んでおられました。

この写真は私が線量を測っているところなのですが、本当に今は、ここはあの時のまま残っているフィールドなのですが、そこでも0.02とかそんな感じで、その右が処理場で、黒い袋に処理物を入れて、日本人らしいなと思ったのですが、きれいに積み重ねて、少しずつ上に土をかぶせたり、緑を育てながら、このように取り組んでいらっしゃるということでした。この処理場、10分ぐらいのところであって、ここも案内して行く子どもたちもいるようなのですが、そこから流れている水の水質、ピンクが一番汚染されていない数値で、その水で育てたメダカやメダカの赤ちゃんもこのように展示されていて、それも拝見してま

いました。

私はまだ新しいなと思っているのですが、こういう限られたり、それから特殊な環境の中でも、皆さんタブレットを使って、一生懸命学んでいらして、日本にすごく GIGA スクールが進んでいるのだなということを実感して帰ってまいりました。

ありがとうございました。以上です。

教育長 ありがとうございました。

それでは、冒頭決定いたしましたとおり、ここからは非公開で審議をさせていただきます。その前に庶務課長、連絡事項がございましたらどうぞ。

庶務課長 次回の教育委員会定例会につきましては、区議会のスケジュールの関係から日程を変更させていただき、12月16日火曜日の午後2時からを予定させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

教育長 それでは、傍聴の方、ご協力をお願いいたします。

改めまして議案の審議を行います。庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 それでは日程第1、議案第91号「杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」を上程いたします。私の方からご説明を申し上げます。

本年10月14日、特別区人事委員会は、各特別区の議会及び区長に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行ったところでございます。内容は、職員の給与が民間従業員の給与を1万4,860円、率で3.80%下回っていることから、公民較差を解消するため職員の給料表を改定するとともに、特別給につきまして、民間の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.05月引き上げ、4.9月とするものでございます。

区では、こうした状況を踏まえて、本年11月5日に区長等の給料及び区議会議員の議員報酬の額等につきまして、特別職報酬等審議会に諮問したところ、同月21日に答申がなされたところでございます。

内容でございますが、区の財政状況及び特別区人事委員会の勧告等の内容等を総合的に勘案した結果、区長等の給料月額及び議員報酬月額につきまして、一般の職員の給料月額の改定率が級及び号級ごとに異なることを踏まえ、部長級の職員と同水準の3.4%引き上げるとともに、期末手当につきましては、その年間の支給月数を0.05月引き上げること

が妥当であるとするものでございました。

区では、この答申を受けまして検討した結果、区長等の給与及び議員報酬等を答申どおり改定することといたしました。このことに伴いまして、区長等の給与を改定する等の必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

なお、関連する4件の条例の改正を条建てで行うとともに、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、8条建てとしてございます。そのうち、第5条及び第6条につきましては、教育長の給与等に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、この議案のうち、教育長の給与等に関する条例の一部改正の内容につきまして、資料に沿ってご説明を申し上げます。議案の最後に添付してございます資料2の「給与改定等の概要」をご覧くださいければと思います。教育長の給料月額を3.4%引き上げ、79万7,500円とするほか、期末手当の年間支給月数を0.05月引き上げ、4.28月とするものでございます。

最後に、施行期日等でございます。この条例は公布の日から施行することとしてございますが、第6条による期末手当に係る改正は、令和8年4月1日から施行することとしてございます。また、第5条による改正後の給料に係る規定は、令和7年11月1日から、期末手当に係る規定は同年12月1日から適用することとしてございます。このほか、この条例の施行に関し、施行に必要な経過措置を定めてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。特段よろしいでしょうか。

それでは、教育長、採決をお願いいたします。

教育長 それでは議案の採決を行います。議案第91号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第91号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第2、議案第92号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。引き続き私の方からご説明を申し上げます。

議案第 91 号でご説明申し上げたとおり、特別区人事委員会勧告では公民較差を解消するため、職員の給料表を改定するとともに、特別給は民間の支給状況を勘案し、年間支給月数を 0.05 月引き上げ、4.9 月とした上で、この支給月数の引き上げ分は、民間の状況等を考慮して期末手当及び勤勉手当に均等に配分することなどとするものでございます。

特別区ではこの勧告の取扱いについて慎重に検討を進めてきた結果、勧告の内容を実施することとしたものでございます。また、本年 6 月公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律によりまして、教育公務員特例法の一部が改正され、義務教育等教員特別手当につきまして、分掌する校務類型に応じて支給することとし、その額は、校務類型に係る業務の困難性等を考慮して条例で定めることとされました。このことに伴い、一般の職員の給与改定と同様、幼稚園教育職員の給与を改定する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

なお、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、2 条建てとしてございます。

それでは、改正の内容につきまして、資料に沿ってご説明申し上げます。議案の最後に添付してございます資料 2「給与改定の概要」をご覧ください。まずはじめに給料表でございますが、公民較差 1 万 4,860 円、率で 3.8%を解消するため、給料月額を引き上げるものでございます。次に、特別給でございますが、職員及び管理職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数をそれぞれ 0.05 月引き上げ、年間の特別給を 4.9 月とするほか、定年前再任用短時間勤務職員等につきましても、記載のとおり支給月数を引き上げるものでございます。

続きまして、議案を 3 ページお戻りいただきまして、資料 1、新旧対照表の 2 ページ目をご覧ください。第 31 条第 2 項の規定でございますが、義務教育等教員特別手当の月額につきましては、校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定めることとするものでございます。

最後に施行期日等でございます。議案を 3 枚お戻りいただき、中ほどの附則をご覧ください。この条例は令和 7 年 12 月 11 日から施行することとしてございますが、第 1 条のうち、義務教育等教員特別手当の改正規定につきましては、法律の施行と合わせて、令和 8 年

1月1日から、第2条による期末手当及び勤勉手当に係る改正は、同年4月1日から施行することとさせていただきます。また、第1条による改正後の給料表に係る規定は、令和7年4月1日から、期末手当及び勤勉手当に係る規定は、同年12月1日から適用することとさせていただきます。

このほか、この条例の施行に伴い、必要な経過措置を定めてさせていただきます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

この説明に関しまして、何かご質問等ございましたらお願いいたします。こちらもしよろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 議案の採決を行います。議案第92号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第92号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第3、議案第93号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例及び杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。引き続き私の方からご説明をさせていただきます。

議案第92号でご説明申し上げたとおり、本年6月の法律改正により、義務教育等教員特別手当に関する規定が改正されるとともに、教員の処遇の改善を図るため、公立の義務教育諸学校等の教育職員に支給される教職調整額の基準となる額につきまして、幼稚園教育職員を除き給料月額4%に相当する額から段階的に引き上げ、10%に相当する額とすることなどとされました。また、特別区人事委員会勧告では職員の特別給につきまして、年間の支給月数を0.05月引き上げるとともに、区費負担の教育職員に適用される給与制度は、東京都の教育職員との均衡を考慮して改定等を行うことが適当である旨、意見で申し述べられたところでございます。

東京都の教育職員の給与は、本年10月17日に東京都人事委員会から都知事等に対し報告及び勧告が行われ、その内容につきましては、職員の給与が民間従業員の給与を1万3,580円、率で3.24%下回っていることから、公民較差を解消するため職員の給料表を改定するとともに、

教職調整額につきまして現行の給料月額の4%から10%まで引き上げることにするものでございました。

区では、このことを踏まえ、慎重に検討を進めた結果、勧告の内容を実施することといたしました。このことに伴いまして、区費負担の教育職員の給与を改定する必要があるため、この条例案の提出を行うものでございます。

なお、関連する2件の条例改正を条建てで行うとともに、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、3条建てとしてございます。

それでは、改正の内容につきまして、資料に沿いましてご説明申し上げます。議案の最後に添付いたしました資料2「給与改定の概要」をご覧ください。

まず、給料表の改定は、給料月額を引き上げるものでございます。それから特別給につきましては、幼稚園教育職員と同様、期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げるものでございます。

続きまして議案を4ページお戻りいただければと思います。資料1の新旧対照表の2ページをご覧ください。給与条例第33条第2項におきまして、義務教育等教員特別手当の月額を7,950円から1万950円に引き上げ、支給要件を幼稚園教育職員と同様に改めるものでございます。

次に資料1の4ページ目をご覧ください。給与等の特別措置に関する条例第3条第1項及び第2項におきまして、教職調整額の支給割合を100分の4から100分の10にそれぞれ引き上げるものでございます。

最後に施行期日及び経過措置でございますが、教職調整額に係る改正規定を令和8年1月1日から施行するほかは、幼稚園教育職員と同様の取り扱いとしてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

今のご説明に関しまして、ご質問等あればお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、教育長、採決をお願いいたします。

教育長 議案の採決を行います。議案第93号につきましては、原案のとおり可決して、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第 93 号につきましては、原案のとおり可決いたします。

以上で、本日より予定されておりました日程は全て終了いたしました。

本日の教育委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。